

令和8年度 世田谷区相談支援従事者初任者研修 実施案内

世田谷区内の指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）の相談支援専門員業務に従事する方（予定含む）を対象として標記研修を実施します。本研修は、法定研修です。東京都のカリキュラムに準じて実施します。

相談支援専門員に従事するためには、この研修を修了することのほか、一定の実務経験が必要となります。本実施案内の**1 2. 実務経験**及び**1 4. 各種問合せ先**にて相談支援専門員として従事するために必要な実務経験を確認した上で、研修修了時に実務経験要件が満たされるタイミングでの受講をお勧めいたします。

記

1 目的

地域の障害児者の意向に基づく地域生活を実現するために、必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービス等の総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施方法

実施方法は下記の3種類になりますので、ご確認ください。

講義：(1) 講義の受講（集合型）

指定された日程・会場に受講者が集まり、感染症対策を講じた上で実施する。

(2) 研修ガイダンス動画の視聴

推薦する事業者又は受講者が用意したパソコン等で、基幹相談支援センターのサイトにアクセスし研修ガイダンス動画を視聴する。視聴に必要な情報は研修事務局から受講決定者へ事前にお知らせします。

演習：指定された日程・会場に受講者が集まり実施する。（集合型）

実習：受講者が各自で実施。詳細は、受講決定者へ受講決定通知でお知らせします。

3 研修日程等

日程 令和8年6月1日(月)～令和8年8月21日(金)までの期間

全8回集合(講義集合型2回、演習5回、実習スーパービジョン1回)

※日程、カリキュラムは別紙①-1～3参照。

(変更される場合があります。最新版を受講決定者へ受講決定通知でお知らせしますので、必ずご確認ください。)

4 受講対象者

この研修は法定研修です。研修修了に必要な全日程を受講できる方で、以下のすべてを満たす方が受講対象者になります。

○世田谷区内に所在する事業所に所属している方、又は所属する予定の方

○世田谷区内に所在する指定相談支援事業所において相談支援専門員業務に従事する方(予定含む)

○事業所からの推薦がある方

○実習に取り組むことができる方

※世田谷区外に所在する事業所で従事する方(予定含む)については、受講対象外です。

※今年度、相談支援専門員として従事される方(予定含む)は、その旨をお申込みの際に必ずご記入ください。

5 募集定員 概ね20名

※申込み者多数の場合は申込みフォームに入力された内容を基に世田谷区障害保健福祉課と協議して受講者を決定させていただきますので予めご了承ください。

6 参加費

参加費は**無料**です。ただし、研修ガイダンス動画の視聴環境(インターネット環境及びパソコン等)の確保および通信にかかる費用、研修会場までの交通費、必要な資料等の印刷などについては、各所属事業所の負担となります。

7 実施主体

世田谷区

※世田谷区より委託を受け、世田谷区基幹相談支援センターが実施いたします。

8 受講申込み

下記の申込みフォームからお申込みください。

※同一事業所内で複数名のお申込みの場合は、お一人ずつお申込みください。

※合理的配慮について

障害等により受講に当たって配慮が必要な方は、申込みフォームの「配慮すべき事項」にご記入ください。研修事務局より具体的な対応についてご相談させていただくことがありますのでご了承ください。



<https://forms.gle/1GjGXBAE5xYwjDDZA>

申込みフォームからお申し込み後、自動返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことをご確認ください。返信メールが届かない場合は研修事務局までお電話でご連絡ください。

申込み締め切り：5月15日（金）17：00 【必着】

※締め切り後の申し込みは一切受け付けません。余裕を持ったお申込みをお願いします。

お願い

お申込みの際には、以下の点にご注意ください。

- ◆申込みフォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となります。可能な限り詳細に必要事項の漏れがないようご入力ください。
- ◆選考に必要な項目に入力漏れがある場合は、選考の対象とならないこともありますのでご注意ください。
- ◆入力された内容等において虚偽が認められた場合には、受講申込みは無効となります。
- ◆受講を修了した方には修了証書を交付いたしますので、受講者の氏名・生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ◆入力内容についてお問合わせをすることがあります。受講決定通知を確認するまで、申込みフォームの記入画面をデータまたは印刷にて保存をお願いします。
- ◆研修は受講決定通知からまもなくスタートします。1ページ目の研修日程を必ずご確認ください。

9 受講者の決定

(1) 受講決定について

下記の①から④までの条件、申込みフォームに入力された従事予定の同一事業所内での優先順位、

指定事業所としての業務開始予定年月等や事業者指定の進捗状況等を参考に、世田谷区障害保健福祉課と協議の上、受講可否を決定します。

- ①既に世田谷区内において相談支援事業の事業者指定を受けており、利用者の増加や業務拡大に伴い相談支援専門員の増員を必要としている。
- ②既に世田谷区内において事業者指定を受けている相談支援事業者で、退職・人事異動等により相談支援専門員が交代となる。
- ③今後、世田谷区内において指定相談支援事業の開始を予定しており、開始時に配置予定である。
- ④世田谷区内の指定相談支援事業所等で相談支援業務に従事していたが、初任者研修を修了後、相談支援従事者現任研修を更新期限内に受講せず、資格が失効した又は失効する見込みである。

(2) 受講決定通知の送付

送付予定日：5月22日(金)

受講の可否通知は、受講申込み者全員に申込み時に入力の E-Mail アドレス宛にメールにて送付します。通知の送付予定日をしばらく過ぎてもメールが届かない場合は、研修事務局までお電話で直接ご連絡ください。

10 研修修了者

(1) 修了の条件等

本研修は法定研修のため、全日程・全科目を受講しなければ修了となりません。また、以下の場合は修了証書の発行を行いません。

- ① ・課題の実施・提出期限(指定の日時)までに提出をしなかった場合
・講義・演習(スーパービジョン含む全ての日程)については、研修主催者の責による事由以外で受講が完了しなかった場合、および欠席、遅刻または早退等があった場合
・実習(注1)については、実習課題の実施、提出期限までに提出をしなかった場合

注1) 障害福祉サービスについてのケアマネジメントを学びますので、障害福祉固有のサービスを利用している(利用の検討をしている)方に実習協力を依頼します。(介護保険サービスの対象の方(ケアマネージャーのケアプランのある方)は対象となりません)なお、ケアマネージャーの方は、事前に基幹相談支援センター研修担当へお問合せください。

② 受講態度が著しく不良な場合(注2)

注2) ①他の受講者、研修内容に迷惑となる行為②研修の参加するものとして好ましくない行為(携帯電話等の使用、研修に関係ない作業などの行為、居眠り、離席、グループワーク等において消極的な態度等)③研修に関するルールを守れない場合

(2) 修了証書の交付

研修期間のカリキュラムを全て修了された方には、世田谷区基幹相談支援センター運営法人 社会福祉法人南東北福祉事業団の理事長名で修了証書を交付します。

修了証書は、研修最終日（8月21日）に研修会場にてお渡しを予定しています。

(3) 研修修了者情報の提供について

世田谷区内における相談支援の基盤整備の充実に資するため、本研修修了者の所属する事業所の情報（修了者氏名、所属法人名及び事業所名）を世田谷区と東京都に情報提供しますのであらかじめご了承ください。

1.1 個人情報の取り扱い

受講者推薦及び申込みフォームへ記載された個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施事業及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で使用することはありません。

1.2 実務経験

相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修修了と併せて、実務経験の要件を満たす必要があります。

※相談支援専門員資格要件につきましては「相談支援専門員の資格要件（別紙②）」をご確認ください。

1.3 受講にあたり注意していただきたいこと

- ・開始5分前には受付を済ませご着席ください。
- ・建物内(共有部)ではマスクの着用にご協力ください。
- ・服装等は各自で調整ができるようにしてください。

※上記以外の具体的な内容につきましては、研修開催時の状況に応じて事務局からお伝えします。

○研修の変更及び中止等について

- ・感染症の拡大防止等のため、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。変更する場合には、その都度、お知らせいたします。
- ・交通機関の遅延等により、遅刻が見込まれる場合や、当日の欠席については必ず、研修開始時間前までに研修事務局(03-6379-0644)にご連絡をお願いします。
- ・天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。変更や中止になる場合は、メールにてお知らせいたします。

14 各種問合せ先

(1) 相談支援従事者初任者研修に関すること

世田谷区基幹相談支援センター (研修事務局 担当：三池・後藤)

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-37-1 東京リハビリテーションセンター世田谷内

TEL : 03-6379-0644 / FAX : 03-6379-0628 / E-Mail : info@setagaya-kan.org

※受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）午前9時～午後5時までです。

(2) 事業者指定に関すること（実務経験の要件含む）

世田谷区障害保健福祉課 事業者指定・指導担当

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL : 03-5432-2243